

# 船舶事故調査報告書

平成25年10月10日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）  
委員 庄司 邦昭  
委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年5月30日（木） 12時20分ごろ
発生場所	熊本県上天草市松ヶ鼻 <sup>まつがはな</sup> 南方沖 松ヶ鼻 <sup>むぎせ</sup> 麦瀬照射灯から真方位151° 300m付近 （概位 北緯32° 22.8′ 東経130° 22.9′）
事故調査の経過	平成25年6月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 海上タクシー <sup>かず</sup> 和丸、5トン未満 293-24229 熊本、個人所有 11.90m (Lr) × 2.80m × 0.79m、FRP ディーゼル機関、264.80kW、平成3年2月 B モーターボート <sup>ことざくら</sup> 琴桜丸、5トン未満 270-40114 熊本、江口海運有限会社 4.35m (Lr) × 1.61m × 0.65m、FRP ディーゼル機関、9.55kW、平成7年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 73歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年2月10日 免許証交付日 平成23年10月31日 （平成29年4月2日まで有効） B 船長B 男性 75歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年9月5日 免許証交付日 平成22年6月8日 （平成27年8月22日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首先端部に擦過傷 B 全損（沈没）
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、平成25年5月30日12時15分ごろ上天草市小屋河内 <sup>こやがわち</sup> 漁港を出港し、熊本県天草市御所浦 <sup>ごしょうら</sup> 漁港

	<p>(<sup>あらぐち</sup>風口地区)に向けて帰途についた。</p> <p>船長Aは、操舵室の右舷側に立って手動操舵に当たり、約13ノットの対地速力で松ヶ鼻東方沖を南西進中、周囲に他船を見なかったことから、携帯電話で帰航する旨の連絡を自宅に取り始め、最初の電話が通じず、再度、携帯電話の画面を見て連絡を取りながら、松ヶ鼻南方沖を航行していたところ、12時20分ごろA船の船首部と東北東方を向いて錨泊中のB船の左舷中央部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、11時00分ごろから、松ヶ鼻南方沖において、錨泊して釣りを行っていたところ、北東方からB船に向けて航行するA船を視認したが、まだ距離もあり、そのうちA船がB船を避けるものと思って釣りを続けた。</p> <p>船長Bは、A船が近づいて来ても進路を変更しないことから、危険を感じ、手を振って大声を出したが、A船が至近に接近したため、船首から海に飛び込み、B船とA船とが衝突した。</p> <p>B船はA船に乗り越えられて水船状態となり、船長Bは、B船につかまっていたところ、本事故に気付いた付近の漁船に救助され、A船に移乗して病院へ向かい、胸部打撲傷と診断された。</p> <p>B船は、しばらくして沈没した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 小雨、風 なし、視程 約2～3海里</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、携帯電話で自宅へ連絡を取っているとき、電話操作などを行い、船首方をよく見ていなかった。</p> <p>A船は、出港時に降り出した小雨により、操舵室前面窓に水滴が付き、船首方の見通しが悪かった。また、旋回窓が操舵室前面窓の中央に設置されているが、本事故当時は使用されていなかった。</p> <p>船長Aは、A船に備え付けられていたレーダーを使用していなかった。</p> <p>B船は、操舵室がない小型船であり、日頃はマストに黒球を掲げて錨泊していたが、本事故当時は掲げていなかった。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし</p> <p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A船は、松ヶ鼻南方沖を南西進中、船長Aが、雨で操舵室前面窓に水滴が付き、船首方の見通しが悪い状態であったが、周囲に他船を認めなかったため、携帯電話で自宅へ連絡することに意識を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、松ヶ鼻南方沖で錨泊中、船長Bが、B船に向けて航行する</p>

	<p>A船に気付いたが、まだ距離もあり、そのうちA船がB船を避けるものと思い、甲板で釣りを続けていたところ、A船が進路を変えずに接近して来ることから、手を振って声を出して注意喚起を行ったが、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、松ヶ鼻南方沖において、A船が南西進中、B船が錨泊中、船長Aが、周囲に他船を認めなかったため、携帯電話で自宅へ連絡することに意識を向け、見張りを適切に行っていなかったため、B船に気付かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操船中は、見張りに支障が生じる携帯電話の使用は控えること。</li> </ul>